

## コメントの概要と、コメントに対する考え方

コメントの概要	コメントに対する考え方
<p>新たな規定にいう「実質的に満たすもの」について具体的な記載がなく裁量余地が発生することから、資本規制の意義そのものが形骸化する可能性がある。</p> <p>万一、財産的基礎を満たさない参加者が破綻し、顧客保護に不十分な内容が発生した場合、取引所の裁量が焦点となり、市場の信用を失墜する懸念がある。</p>	<p>取引所為替証拠金取引については、一昨年7月に取引開始して以来、一般投資家より広く信用を獲得しつつあり、投資家にとってより身近で安心して取引に参加できる機会を提供するという取引所の使命に沿う形で、為替証拠金市場全体の健全な発展に寄与しているものと考えています。またこの間、本取引所は参加者加入審査、市場監視等の市場運営について十分な経験を蓄積してまいりました。</p> <p>本取引所は、市場の健全性を確保するために、引き続き取引参加者の要件について現状の高い基準を維持することが肝要であると考えています。その上で、本件は実質的に要件を満たすと認めうる申請者に参加資格を付与する途を開くものであって、要件緩和を意図するものではありません。</p> <p>本件施行後も、取引参加者の承認に際しては、厳格に審査を行っていく所存です。</p>